平成17年度第3回石狩市市民参加制度調查審議会

旧 時 平成 17 年 9 月 26 日 (月) 午後 6 時 30 分 ~ 7 時 50 分

場 所 石狩市役所本庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席者 佐藤会長、石黒副会長、越智委員、糟谷委員、桑島委員、志摩委員、辻委員、椿委員、中島委員、服部委員、羽田委員、松尾委員

(高橋委員、佐藤(寿)委員、細川委員は欠席)

傍聴者 1人

議 題 平成 16 年度市民参加手続の実施・運用状況について(答申)

資 料 資料 1 平成 15 年 12 月の審議会答申・提言に関する取組み状況

資料2 委員、傍聴者からの意見・感想について

1. 開会

佐藤会長:それでは今年度最後になるかと思いますが、石狩市市民参加制度審議会を開催したいと思います。最初はすでに前回ご議論いただいて皆さんにそれを修正したものを送っていますけど、その内容について事務方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

2. 資料説明

事務局(加藤課長): それでは私の方から資料の説明を行います。まず事前にお送りしております資料の2ページでございますけど、先月の審議会の中で答申に向けました議論していただきまして、ひとつは16年度の評価の部分であります。2ページの1点目の実施・運用状況についてでございますが、文章中の上から7行目からのパブリックコメント手続の活性化について、すでに第1次審議会から「その実施・運用面での創意工夫」と「推進・調整部門の設置」を建議していただいておりますが、この建議が必ずしも十分に活かされていないと判断せざるを得ない状況です。この表現を新たに追加するとともに、その下の今後速やかに建議を活かした一定の活性化策を講じることを、強く期待するものでありますという文言を追加しております。

2点目は、次の3ページの上段ですが、市民参加手続に関する情報提供についてであります。前回の検討の中でも議論されましたように、前回の資料の6行あるうちの後段の中で最後に行政として市民参加手続を単に手続面からうんぬんということに関しまして、新たに石狩市が抱える市民参加の町づくりを進める上で必要不可欠なものであるということを、さらに徹底されるよう望みますに改め、前回の表現につきましては議論の中で次の提言事項の中に盛り込んだ形がよろしいということで、次の提言事項の中に改めています。それで次の提言事項の中の大きなでございますが、さらなる市民参加推進に向けての提言事項の1点目の会議録のあり方に関する事項でありますけど、この中では3項目を示しております。1と

いたしまして、会議の性質・審議内容などを勘案して適切に判断するための方策を講じること。2つ目として、極力録音し必要な期間中は、これを保管することをルール化すること、3つ目としては会議録の確認方法として内容の正確性を確保できるような方策を講じるなどの具体的な3項目を前回から新たに追加しております。2点目の審議会の運営方法に関する事項では審議会の過程において予定の開催数を超えて審議する必要性が生じる場合などのケースも想定されますので、審議会の運営方法について何らかの統一的なルールを検討するようという表現にしております。

3点目では市民参加の深化と理念の明確化に関する事項として、単に手続面での評価だけ ではなく今後の市民と行政との関係を展望しながら、市民参加をどう深化させていくか、市 民参加のあり方の本質についても検討を進める必要があるのではないかというご意見などを 取り入れて整理しました。これらの議論を深めていく為には、今までの運用評価に審議時間 を大半費やしておりましたので、運用評価を簡略化するなど審議の比重を変えていくことを、 検討されるよう表現しております。また、最後に市民の声を活かす条例の検討過程で提起さ れました「市民参加理念条例」については今後も市民との役割分担なども論議して深めてい く中で検討を始めるべきではないかという考えの旨を表現に追加しております。ここが大き く前回の議論の中で色々な意見をいただきまして追加した部分でございます。またお手元の 配布資料の中には今回事前に志摩委員から4点ほどの意見をいただいておりますのでペーパ ーとして配布しております。そのことも含めまして今日の審議会の中でご審議していただき たいというふうに考えております。あともう一点資料を配布しておりますが、この資料につ きましてはこの市民参加制度の検討委員会が平成 13 年3月に提言書を出したときの部分を 抜粋して皆さんのお手元に配布しております。この資料につきましては今回のただ今説明し ました3番の市民参加の深化と理念の明確化の事項の部分の参考になるかと思いますのでよ ろしくお願いします。以上でございます。

○佐藤会長:はい、ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたけれど、既に志摩委員から書面で訂正ないしコメントが出ております。先に志摩委員のご指摘について検討して参りたいと思いますがよろしいですか。それでは志摩委員少し順番でご説明いただけますか。最初に大きな1ですけども。

○志摩委員:気運にないという言葉につきましてです。市民の意見を聴こうという気運となりますと実態としてはちょっと弱いのではないかと、より具体的に意思を伝達するという言葉でないかと考えて、むしろ姿勢に欠けるとかあるいは行政としては心構えがないといったほうが、より分かりやすいということで指摘しました。第1点はそういう感じです。

〇佐藤会長:なるほど、3ページ目の上の方ですね。これいかがでしょうか、現実問題としては確かに開催日直前そういったことがございますけども、私の印象では全てが全てそういうわけでは勿論ないですが、それからそういうのが非常に多いかというとそうでもない。それなりの限定された数でないかと思うのですが、その辺の印象は皆さんいかがでしょうか。勿論1つでもあれば駄目だということも言えなくもないのですが。このまま気運にないとい

うというところを聴こうという姿勢に欠けていると言わざるを得ないとか、心構えがないと 言わざるを得ない、特に姿勢に欠けていると言わざるを得ないとなりますと、ややきついの ではないかと。私石狩市に住んでいないものですから札幌市の方がよほど悪いのではないか と思うので。

○越智委員:きついけど分かりやすいですね。

○服部委員:気運というと良いイメージに聞こえる。何かに向かって良い方向に行くってい うイメージが、気持ちはあるけどということやはり姿勢が欠けている位、心構えが無い。

○佐藤会長:主語が市役所はなんですよね、こうなると市役所全体が姿勢に欠けているかのような言い方になってしまうんですけど、ちょっと厳しいのではないかな。

○糟谷委員:そこまでではないですよね、ただもう少し早く告知したほうがいいと。

○佐藤会長:それは勿論ございますね。

○松尾委員:欠ける部局もあると。

○志摩委員: これは市役所が気運にないということになりますと、むしろ一般論としては相当大きな捉え方になると思うんですね。だから今ご指摘のように特定の部門とかではそうだということでよろしいかと思います。

○佐藤会長: じゃあここは、「市役所には本当に市民の意見を聴こうという姿勢に欠けている 部署もあると言わざるを得ない」といった感じで宜しいでございますか。ではそのようにこ こは修正したいと思います。次は の1の(2)と書いておりますが。

〇志摩委員:これ審議会等の運営方針に関する事項の1番末尾の所、前段で色々書いていて特に審議会の運営方法の議論よりも、むしろ開催の回数ということに限定されているようにとらえましたので、むしろ審議会等の噛み砕いて言えば運営方法の開催回数等についてうんぬんと言った方が分かりやすいのかなと思います。前段の指摘からは開催回数ではないのかと感じる。

○佐藤会長:なるほど、 の2ですね審議会等運営方法に関する事項のところですね、これはどうでしょうか、上の方に会議録の問題があって2の方が運営方法ということなんですけども、上の方に会議録の問題を載せていますけども、前回の議論などでは単に開催回数というだけではなくて、もう少し幅の広いことを含んでいたのかなあと思ったのですが。

○羽田委員:予算の問題も随分この中で、この回数のことは予算のことは随分言われたものですから、あまり回数というより、こちらも予算を全然無視してというわけにいかないので、ある意味少し幅広くというか柔らかくしていたほうが運営方法くらいにしていた方が良いのかなと私は思うんですけど。回数だけにしてしまわない方が良いような気がするのですけど、こないだの議論の中でも。

○佐藤会長:確かに志摩委員のおっしゃるとおり、上の方に書いているのはほとんど回数の問題なんですね。議論はもう少し幅広だったような気がする。統一的なルールという話は出たのですよね。じゃあ何のというときには、1つは上の方に書いている会議録だったかと思うんですけど、その他運営方法ということで考えていきますと、例えば、ほとんど大丈夫か

と思いますけど公募の問題だとか色々な審議会に係るいくつかの問題があろうかと思うので すけども。

○越智委員:運営方法の中に開催回数というのは含まれていくべきもので。

○佐藤会長:そうです、そうです。

○越智委員:開催回数と改めて文言しなくても良い気がしますけど。

○佐藤会長:これ2行目の審議会等の運営、開催回数などの運営方法は予算が伴うことから という感じになりますかね。そうするとその開催回数だけでないものを含む、決められるこ とは止むを得ませんが、例えば審議の過程において予定の開催回数を超えて必要が生じた場 合にはうんぬんと。

○松尾委員:こうしたケースを念頭においてということで、これ前段もはいっておりますよね。

○佐藤会長:そういうふうにも解釈できますけど、読み易さという点でいくと・・・。

○松尾委員:審議会等開催回数などの運用方法においては。

○佐藤会長:審議会等の開催回数などの運営方法は、予算が伴うことから事務局主導で決めることは止むを得ませんが、審議の過程において例えば予定の開催回数を超えて審議する必要が生じた場合は、事務局には柔軟な対応が望まれる所ですとしておきますと、こうしたケースも念頭において、審議会等の運営方法において何らかの統一的なルールを検討されるよう提言しますというのがつながって参りますがよろしいでございますか。それから大きな3の協力関係、これはまあ条例が協働となっていますから、私は志摩委員のおっしゃるとおりで良いのかと思いますけどいかがでしょうか。

○志摩委員:私もこの3については、既に市民の声を聴く条例がそのお手元の資料の今回の石狩の条例を作る際の審議過程の総論は抜粋なので事前修正が必要でないかという感じがいたします。ひとつこの協働ということが、特に現行の市民条例の第1条に強くうたわれているものですから、むしろその辺を力点にして市民参加のあり方を議論していくというほうが素直ではないかなという感じで記述しました。

○佐藤会長:ここは例として と があげられていますが、 の方で十分じゃないかなと思いますがよろしいですか。じゃあここは で出していこうと思います。3つ目の項目、市民 参加の理念を明らかにする条例、ここはすみません志摩委員。

○志摩委員:事務局から配布されました前段の抜粋の提言書ですね、この図の表示が私も良く理解しないで見ていなかったわけで従来の審議会の議論を踏まえて、こうでないかと考えましたが、前段の政策の大綱の中で特に力点はこの図の中の行政活動への市民参加について定める条例この辺を今後あり方を含めてどうするかというふうに捉えていますので、あまり協働ということの定義まだ定かでないと思いますが、その辺が若干入っていると良いのかなということで書いたわけです。

○佐藤会長:はい、ありがとうございます。今日お配りいただきましたのは、この条例を作る際に提言をしたものでございまして、その条例を作る際にも検討委員会で議論がございま

して、この図が一番分かり易いかと思いますけれど、今回の条例はこの図の下の左側ですね、ここの所をまずはきちっと作っていこうと、その後右ないしは上の方にあるような理念を示す条例といった所に次第に及んでいくだろうという想定をしていたわけでございます。既に条例の施行から3年経ちましたので、最初にこの検討委員会が出しましたような方向性というものを今後検討していくのが良いのではないかということで、前回の会議でも申し上げたしだいです。要するに、この志摩委員のおっしゃっているのは「市民参加の理念を明らかにする条例」という名前というか文言でございましょうか主として。

○志摩委員:一般的に市民が受け取るときにですね、中々理念の条例となりますと、おそらくまた行政主導型の条例になりはしないかなという感じがしたものですから、その点を視点において考えたわけです。

○佐藤会長:そうですね、おっしゃるとおりかと思います。いずれにしましても最初に制度検討委員会で投げかけたのは手続的な条例だけではなくて、次のステップということを念頭においていましたので、この事務局の方の原案では条例の検討過程で提起された「市民参加の理念を明らかにする条例」という若干途中省略していますけど、市民参加の目指す目標や共通する理念を示す条例というような若干省略していますけど、これを目指してはどうかという市民参加制度検討委員会の提言をうけてここに書いてあるということですね。これまでのこの審議会の中で、この問題については全く議論してまいりませんでしたから、それがどういう方向なのかどういうものなのかということについては、提言を出すことはできませんけれど、この既にある制度検討委員会の示した方向、これが良いかどうかということは、時代も変わっていますし。ただいずれにしてもそういったことを検討してほしいという内容になっているわけです。志摩委員の趣旨はおっしゃるとおりでございまして、まさにその図の下の右側と上の方ですね、ここがまあ今の所欠けているものですから。ここは条例の検討過程で提起されたところのあとをもう少しきっちりしますか。市民活動の市民参加について定める条例と市民参加により目指す目標や共通する理念を示す条例といったようなことについても、その検討を始めるべきではないかなと、はっきり書いたほうが分かり易いですね。

○志摩委員:はい、その言葉が入っていると分かりやすいと思います。

○佐藤会長:はい、わかりました。じゃあそういう変更をお願いしたいと思います。志摩委員のご提起色々ありがとうございました。あと他の方でいかがでございましょうか。何か文言等お気づきなったところがございましたらお出しいただければと思います。よろしいでございますか。

○事務局(加藤課長): 先程資料説明のところで4ページと5ページの説明がもれていましたので、大変申し訳ございません。

○佐藤会長:これは、あれ提言書とまたちょっと違うでしょ。

○事務局(加藤課長):前回の議論の中でも出ておりましたけども、4ページの資料2の会議録作成方法に関する調査につきましては、表の右側の方に備考の下に署名というところが新たに調査いたしまして、署名の有無のところで上から5番目の文書・統計のところの審査会

と下の2箇所が署名しているということが新たに調査で分かったということですね、5ページのところにつきましては、前回の審議会の中での傍聴者からの意見という部分を載せてあります、これはちょっと説明漏れしておりましたので、以上でございます。

〇佐藤会長:ありがとうございます。とりあえず、こちらの答申書検討案について、もし特に無ければ、はいどうぞ。

○松尾委員:これ僕の個人的考えなんですけど、今回のこれに盛り込むのか次回以降の課題になるのか分からないのですけど、この市民参加手続というのは1番始めるときの枠組みというか、やり方については決めたぞとスタイルでスタートしていると思うのですけど、そろそろ仏像に魂を入れるではないけれど、これに携わっていく人がいないと、やっても応募してこないだとかいう現状があって、職員のかたも意識が高くないとなっていますので、そろそろこういったことに関わってくる人を育てるといったらあれですけど、そういうことを考えていく時期なのかなと思いますので発言させていただきました。

○佐藤会長:ありがとうございます。それはもうおっしゃるとおりでございまして、例えば 先程志摩委員のご指摘にもありました3ページの上のところに、そういったこともひっくる めて、3番目のところで今後の審議会なり、市役所の姿勢としてご検討いただきたいという のはおっしゃるとおりだと思います。これに書き込む。

○松尾委員:今日いらっしゃらないですけど桑島課長もこのメンバーの中にいらっしゃるということはそういうことはやはり市役所の方でも、お考えなのかなと思っていたものですから、何か例えば計画だとかあればお聞かせいただければなあと思いますけども。

○佐藤会長:いかがでしょうか。

○事務局(佐々木部長):今、松尾委員がおっしゃった人を育てるというのは市民サイドの人を育てるという意味合いですか?

○松尾委員:イメージ的にはそっちの方ですね。

○事務局(佐々木部長):職員サイドの方は研修なりということをやっております、やはり市民サイドをどうやってその、こういったような市民参加の手続をやったときに、意見をいただけるようにするのかということはやはり非常に大事な話だと考えておりまして、今現在市民参加全般についてというのは中々手がけるのは難しいと思っているのですけど、今回も提言の中に触れられていますがパブリックコメントの一元的に所管する部局というものを、この10月から作れるようになりますから、その中で要するにパブリックコメントに1回出してくれた方、そういう方々に継続的に働きかけして関心があるような話題があればですね、引き続きその意見をいただけないでしょうかと、個別の働きかけみたいなことをするなかでリピーターを増やしていくといったことをしていこうというイメージを今持っています。それは多分、具体化していけるのではないかと考えています。

○佐藤会長:よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○辻委員:誠に小さなことで申し訳ございませんが、今までの議論の中で私は出来上がった ものには異論はないのですが、深化という言葉なんですが今出てきたように、今度条例のカ バーする範囲をもっと広げてという場合にですね、深化というと現在あるものをずっと深めていくものですから、どうやってパブコメを作り上げていくかと、まさに深める方の深化なのかもしれませんが、もうちょっと概念を広げていこうという議論がなされています。その場合にはわが町の市民参加制度の深化論的に深化するという意味では、こだわりませんけども、まあどちらでも良いと言えば良い話なのですがちょっと感じていました。

○佐藤会長:これは私が説明しなければなりませんね。これは進めるほうの進化ですね。私 のほうが、制度という意味では確かに広げていくということだと思いますけど、そのむしろ 今松尾委員がおっしゃっていましたように、その市民参加というのが石狩市さんの場合は一 通り制度が出来ていてですね、全国的にも優れたものがございますから、いかに市民の間に 浸透させていって、石狩市の市民参加自体を深めていくということが重要なのではないかと いうような意味でこれ使わせていただきまして、当然進むということになりますと、制度的 のものですとおっしゃるとおりだと思いますが、そうでないのかなと思ったものですから。 ○羽田委員:このまとめについては特別ないのですが、ただその一応何だかの統一的なルー ルを検討するよう提言しますという形になっている中で、ひとつだけこれ文字ではなくて、 事務局サイドに是非言っておきたいと思うことがありまして、その市民の中にも進化させて いくと重なる部分があるんですけど、例えば開催日数についても市民がどんなふうにこのこ とについて思ったかというと、やはりその審議委員になっても設置目的をやはり頭の中に入 れられないんですね、最初の時にそのことをざっと話されているのですけど、例えば2回が 3回になった委員会を聞いていますと、どの人もそういうことを提言できると思わなかった、 建議できると思わなかったと意見を言うんですね。ですからやはり何の為にその審議会です とか、協議会があるのかということを出だしのときにしっかりルールの中に入れて欲しいと いうのがありまして、そうすることによって市民の役割、市民の責任が少しでも感じられな いと進化していかないし、市民参加も前向きになっていかないというのがありますので、ぜ ひそれは統一的なルールの中の検討課題のほんの小さなことかもしれませんけれど、出だし の一歩には必ずそのことを、きちっと委員の皆さんにはお話できるような事務局であってほ しいと思いました。

○佐藤会長:今日出ました松尾委員あるいは羽田委員などから出されたことは今後おそらく この文書の中には、必ずしも載らないかもしれませんけれど、ある種の付帯決議のような感 じですね。

○辻委員:実は、この審議会の最後に希望として申し上げようかなと迷っていたのですが、今のご発言がありましたので、ここで申し上げます。審議会に出てくるときは審議会には目的事項がありますからそれを十分そしゃくすれば、出てくる人は目的が分かるはずで、それから色んな勉強の仕方があるかと思うんですけど、それを進める意味でひとつお願いなのです。特に今回の答申は今までの答申の中で色々議論されたことを踏まえてさらに深化させていこうということが盛られております。じゃあ何がどういうふうに議論されているか、あるいはどういう雰囲気で議論されてきたのかということを、事前に勉強していくことも必要に

なる気がします。当然答申書は前年度あるいは前々年度のものを見ていただくんでしょうけども、合わせてこの議事録を審議委員になっていただく方に送り、実際の審議に出てこられる前に読んでいただくと白紙で出てくるのとは違って、今までここで何がどういうふうに行われたかと非常によく分かる。必要だったら議事録は1階にあるから見て来いと言うかもしれませんが、それが理想なんですが、出来れば送っていただくと役立つのではないでしょうか。決してそれに次回以降の審議会等の審議を拘束しようという気は全くない、次回は次回以降にやってもらうと良いのですけど、そのためにもそういう土台をお持ちになっていた方が審議委員としては良いのかなと、今日の審議事項とは全く関係ありませんけれど、最後ですからそういうお願いをしたいと思いますけど。

○佐藤会長:ありがとうございます。大変良いことではないかなと思います。答申書のほうに他に問題なければ、これはこれとして一旦ここでしめさせていただきまして、先程も説明ありました資料2あるいは資料3の方に話を進めて参りたいのですがよろしいでございますか、もう1点先程事務局にお伺いしましたら、7時30位には市長が戻ってこられるだとか、こないとかその辺どうですか。

- ○事務局(加藤課長):今答申書の方で、何箇所か文言の訂正の部分で。
- ○佐藤会長:すぐできますね。
- ○事務局(加藤課長):打ち直して皆さんにお配りしたいと思いますので、その間にいわゆる答申とは別な意見ですとか、資料2と3についてご意見いただければその間に直したいと思います。
- ○佐藤会長:ではそのようにしたいと思います。2の方ですが、このように直して前回出た中で、署名の部分ですね。これを入れてくださいというのが主だったものだったのですが以外とやっていないと。
- ○事務局(加藤課長):署名という部分については2箇所以外は殆どがやっていなかったといいますか、それなりの確認は何らかのやっていたのですが、署名まではいっていなかったという実態でございました。
- ○佐藤会長:これは別になければならないというものではないと思いますし、こういうことだということですね、それから多分表はこれで特に問題はないかと思いますけど、資料3の方ですけど、これかなり重要なご意見が傍聴者の方から出ております。市民参加調査審議会委員ですから我々ですね、「他の審議会の傍聴を義務づけろ」ということでございます。あとは事務局サイドもきちんと他の審議会を把握しておくべきだという指摘だと思うんですね。私も実は別の審議会というのは一度中途半端に傍聴したことがありますけど、それ以外ないのですが、これいかがでしょうか。
- ○松尾委員:運営の仕方話し合って下さいと何かあれなんですかね、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかというのはあったんですかね。
- ○佐藤会長:他の審議会だと思いますね。
- ○越智委員:意見はわかりますけど非常に難しいよね。町内会で監査いますよね、監査する

以上は業務監査もやる、全部出れというのだから、出来ないなら会計だけ素直に見ればそれで良いとしているのですよ、全部出れというのは下手したら会長以上に出なければいけない、不可能だと現実的に、だからちょっとおもしろいには最後の所に、ただ不可能だと思うんですけど最後にとてもひどい審議会がありますと、これはやはりどこなのかというのは知りたいですね。顔見てみたい、やはりあるのだろうと思います。

○佐藤会長:これあれですよね、そうだとするとむしろこの市民参加制度調査審議会ですね、 そういうひどいと思われた方から、この審議会はどうなんだというようなことを、情報を出 していただいて、場合によっては見に行くといっても次いつあるか分からないのですが、次 というのはその審議会が次開かれるものなのか、開かれないものなのかわからないのですけ ど、そういう手もあるかもしれませんけれど、ちょっと逃げるわけではないのですけど。

○服部委員:あの職員の研修と市民の研修に関わるのですけど、今の傍聴したらどうかということにつながるんですけど、今日教育委員会の桑島さん出ていないんであれなんですけど、議会の傍聴ツアーとかそういうのを、市の方で募集して、一人で傍聴に行くって私以前、議会に行ったのですけど、新聞記者位しかいないのですね、傍聴者。名前を書かされてあまり良い気分ではないので、みんなで行こうというのを、何か企画したら良いのではないのかしらと思いますけど。

○佐藤会長:なるほどね。

○服部委員:審議会に応募してきた人を集めて、他の審議会ツアーとかそういう傍聴ツアーとか。

○羽田委員:ツアーやるほど同じ日に2つも3つもあるとは限らないから。

○服部委員:それは1個でもいいと思うんですよそれは。

○佐藤会長:義務づけるというのは、かなり難しいと思いますけどお時間のあるときに他の審議会の様子などをちょっと覗いてみると、私もこの審議会に来たのですが時間を間違えるかなんかして少し早くきたんですね、下の看板見たら確か辻委員がいらっしゃたところなんですけど、やってるやってると、ちょっと中途半端に出て中途半端に退出したものですから申し訳なかったのですけど、どんなものかなと思って見たのですけど、雰囲気は違うんですね、辻委員は両方入っておりますから分かっていると思いますけど、私の印象はちょっと違うなという印象だったのですけど、そういう意味ではもちろんいくつかの審議会に関わっている方いるかと思いますけど、そうでない方も含めて色々なパターンというかやり方をご覧いただくとおもしろいのではないかなと思います。

○辻委員: ちょっと危険性を感じるのは、これもかねがね論じていますけど、審議会によって目的、性格が色々違うと思うんですね。そうすると運営の仕方もむしろ機械的に進めていくのが良いという審議会も当然あるでしょうし、我々のように議論をしたほうが良いという審議会もある。それをやはり評価するほうがある程度の評価基準というのをもっていないと、全部同じようになってしまって、あそこは議論が活発だがここは違う、非常に専門的な話ばかりをしている、というような評価になるかもしれない。もしそれで評価というのが生まれ

るとしたら、ちょっとした警戒もあります。

○佐藤会長:それがその先程の答申書の審議会のルールというのも、辻委員おっしゃるように審議会をパターン化して決めていくというのは、確かにおっしゃるとおりだと思いますね。 ○羽田委員:人にもよるかと思いますが、報酬がなくても話し合いたいと思うときもあるはずなので、審議会の中で話し合う必要があると思います。要するに報酬がなくても自発的に集まるということなのでしょうか。

○佐藤会長:そういうことなんでしょうね。

〇羽田委員:そういうのは正式な委員会として認められるとか何か出ているのですか。この間もちょっと協議会の時ひとつ回数増やすのに、無報酬でもいいから集まったらということに私反対したのです。それが責任の所在がはっきりしないし、欲しいわけではないけれどはっきり報酬を貰ったほうが明らかに議事録として残るからそれが正しいとして主張したのですが、無報酬でもそれは正式な委員会で決めればそれはそれでとなるのですか。そういうのって何かに書いているのでしょうかね。

○佐藤会長:地方自治法に審議会委員に報酬を出すことになっているのではないですか。

○事務局(佐々木部長);実際私が関わった中でも、それこそ市民参加制度検討委員会の中でも、これ基本的に報酬出したのですけども、中で市民参加とはなんぞやということで非常に議論が錯綜しまして1回これは本番の審議会とは別に委員さん方で勉強会をやって考えを整理しないと次の審議会うまくいかないよねということで、それは無報酬というかそれで任意で勉強会をやったというケースがありました。ですから今多分通常の審議会であればやはり無報酬で集まるとすると大体そういったような任意の勉強会とか事前のレクチャーとかそういったものじゃないかなと考えられますね。

○羽田委員:そういうことで無報酬でやれば正式ではないということですよね。

○佐藤会長:そうですね、正式なものにもっていく前段階で非公式にお集まりいただいて色々やるというのは、他の審議会でも経験することはありますね。無報酬なんですけど、まあそこである程度の何かを固めるわけではないのですけども、そこで特に正式な審議会の中での発言が拘束される訳ではないのですけども、今佐々木さんおっしゃるように勉強会というとか、そういったようなほうが良いかもしれませんね。そういったような形で行うといったことはあるのですけども、おそらくここでおっしゃっているのはそれとは違うじゃないかなという気がしたのですけど、そこまで区別されているかどうかというのは、これも文面だけでは分かりませんけれど。

○椿委員:やはりあの会長が署名された審議会という体裁を取る以上、なんというか任意に 集まって話し合って何やら申しあわせたという格好とは違うというのをはっきりさせておく 必要があると思いますね。

○志摩委員:一番末尾にちょっと気になる表現です。先程言われましたが「運営の仕方も話あって下さい。とてもひどい審議会があります。」と傍聴者の記述があります。この点はむしる審議会運営上の議長の進め方だとか、会議の流れの中で、事務局が不規則発言であるとか、

あるいは侮辱的なことだとか、一般通例上非常識ではないかというときは、議長に進言するとか、進行上の問題かなと思います。事柄によってはひどい審議会となると相当態度がなっていないだとか、その内容の納め方が非常に複雑だとか、ちょっと具体的な事が分からないものですから、どういう事例なんでしょうか。

- ○事務局(加藤課長):あの正直な話、傍聴者からの意見ですから、ちょっと中まで詳しく分からないのですが。
- ○佐藤会長:これはあれ書面で出しているわけですね。
- ○事務局(加藤課長):アンケートといいますか。そのまま載せていますのでこれ以上の突っ込んだ部分は分かりませんけども、やはり先程羽田委員がいったとおり、各審議会等においては設置目的もありますので、出だしの一歩といいますか、そこをしっかりやはり事務局側から各委員さんに説明してそういう部分がまず大事なのかなと感じておりますけど。
- ○松尾委員:それで思い出したんですけど、私も認識不足というか見てなかったなら申し訳ないのですけど、今日いただいた資料というのは事前に見る機会というのはあったのでしょうか、制度の検討委員会で作られた話し合いというのですか。
- ○事務局(佐々木部長):第2次の審議会を始める前に、1回事前レクチャーみたいのをやったかと思うのですけど、もしそのときに出ていないとすると、あとは通常は見る機会がないかと思います。インターネットとかにはのせておりますけど石狩市のホームページには。
- ○松尾委員:それならば、私出ていますので全然記憶になかったものですから、そのことを 言っているんだと思って今日聞いていたものですから、そのときありました?その資料。
- ○佐藤会長:どうだったかな。
- 〇松尾委員:ただせっかくこういうご議論が一番最初、出だしの時に検討委員会でされているならばこれに拘束されるわけではないですけど、予備知識として押さえておいたほうが良かったのかなという気はしますので。全部が全部目を通さなくても良いと思いますけど、重要な根幹に関わるようなことは、やはり資料か何かでいただければありがたいのかなと思います。
- ○事務局(佐々木部長):今そういうご意見も踏まえた上でどういう資料を出したら良いかという事を考えていきたいと思います。
- ○佐藤会長:あれには出ていませんでしたっけ。条例のコメンタールというか、条例の解説 の方にはこの話は。
- ○事務局(佐々木部長):これは出ていないですね、あの一応解説の中でこの提言の主旨を色々と入れながら作っているんですけど、3つの体系の条例が考えられているとか、そういったような所までは考えられてないです。
- ○佐藤会長:そうですね。入ってないですね。わかりました。他に何かございますか。よろ しいですか。
- ○事務局(加藤課長):1回休憩よろしいでしょうか。
- ○佐藤会長:では、5分間休憩します。

(休憩)

- 〇佐藤会長:再開します。先程の議論がございまして修正していただいたものが配っていた だいて修正箇所が下線になっておりますけどいかがでしょうか。
- ○事務局(佐々木部長): ちょっと説明してよろしいでしょうか。最初のアンダーラインのところで、情報提供の部分なんですが、このところ先程のご議論の中では姿勢に欠ける部門もあるというようなことだったんですけども、実は以前資料としてお出ししております市民参加手続きの実施状況ではですね、何か特定の部署がミスしているといったような状況ではないのです。普段ちゃんとやっているのだけど、たまたま1回うっかりミスでといったようなこともあるものですから、ちょっと部門という言葉を使うのはいかがかなということで、姿勢に欠ける場面があると直させていただいたのですけど、この点についてもご検討いただければなと思います。
- ○佐藤会長:いかがでしょうか。言われてみれば確かにその通りですから。
- 〇石黒委員:国語的になんですけど、こうですという案もでないのですけど、「市役所が」かな。
- ○志摩委員:「場面がある」という話ではなくて、「姿勢に欠ける事例が多々ある」とかですね、「事例」のほうが良いのでは、ちょっと消極論かもしれませんが「場面」というより「事例」なんですよ。そういうケースがあるということですね。
- ○事務局(加藤課長):「ケースがある」。
- ○佐藤会長:「市役所内に本当に市民の声を聴こうという姿勢に欠ける事例が多々ある」。多々あるかなあ。
- ○辻委員:そうした場合に「市役所内に」というのはいるのでしょうか。「市民参加に不可欠な情報が公表されないということは本当に市民の意見を聴こうとする姿勢に欠けるケース」ですか、「事例があると言わざるを得ません」というと、市役所以外のこと。
- ○佐藤会長: それでいいですね、取るというのもひとつの手ですね。事例というのも何か変だな。
- ○松尾委員:下の方では市役所のことを「今後の市民と行政との新たな協働関係、行政」という言葉を使っていますよね。上では「市役所」というのはどうなのかなと。
- 〇佐藤会長:なるほど、今辻委員のご提案は「市役所が」というのを丸々取ってしまっても 意味が通じるだろうという。
- 〇服部委員:「石狩市が」と入っているから、そうですね「石狩市」と下の方でなっているから、上は「市役所」というのは何か。
- 〇佐藤会長:ですからここは「市役所が」というのを丸々取ってしまうと。
- ○松尾委員:それでも分かりますよね。
- ○佐藤会長:というのが良いのではないかと、あまり難しくならないと思います。公表されないということは本当に市民の意見を聴こうという、「姿勢が」かな。

〇松尾委員:事例に欠ける。

○佐藤会長:事例は変かな。

○羽田委員:事例だったら事例があるといっているんだから、何か変でない。

○服部委員:「欠けていると言わざるを得ません」の方がいいのでは。

○佐藤会長:何かそんな気がしてきました。欠けている場面だな。

○服部委員:情報が公表されないことということで言っているから、場面はおかしい。

○志摩委員:断定されないと駄目だと思います。

○佐藤会長:あわないですね。

○志摩委員:助詞入れるとおかしくなるから、いらないのではないですかね、ただ非常に表現が強いというのは主語が市役所がと書いてあったのでそれを消去すると。

○服部委員:「市民参加に不可欠な情報を公表されないということを」が主語になるのですね。

○佐藤会長:「本当に市民の意見を聴こうという姿勢に欠けているといわざるを得ません」。

○松尾委員: それならなんぼか柔らかいですね。不可欠な情報が公表されないことが、欠けているのだから市役所が主語じゃないですね。

〇佐藤会長:もう一度読みますね「市民参加に不可欠な情報が公表されないということは本当に市民の意見を聴こうという姿勢に欠けていると言わざるを得ません」ですね。いかがでしょう事務局の方からよろしいですか、「市役所が」を取ってしまうとできますね。他の所はよろしいですね。じゃあこれで確定するということでよろしいですか。ではそのようにしたいと思います。

○事務局(加藤課長): そうしましたら答申の部分打ち直して会長から市長に渡してもらうということでよろしいですか。

○佐藤会長:特に問題ないかと思います。ちょっと休憩しますか。10 分間休憩したいと思います。

(休憩)

○佐藤会長:それでは再開したいと思います。どうしましょうか

○事務局(加藤課長): それでは会長のほうから答申をいただくということで、市長前に出ますので。

(答申)

○事務局(加藤課長):最後になりましたが市長のほうから一言挨拶ねがいます。

○市長:階段登ってきたので息きれました。こんばんは。この答申をいただくにあたりまして本当に皆さん方お忙しいところ、お仕事を終えたり夜の短い貴重な時間にこのような答申をいただきまして本当にありがとうございます。審議の経過などについては所管部より逐一報告をいただいていました。今も階段を上がりながら、今日の審議の内容などについて若干説明を受けていました。そのここで私が毎回、当制度の仕組みがどうも機能していないということを自ら感じながら、そのことにきちっと手立てをどうやらしていないということをまたお詫びをしないと駄目だと。初歩的なミスあるいは手続上のミスというのは制度ですから、

ありがちとして許していただいてもですね、やはり大きな課題をいただいていると思ってい ます。そのことに果敢に立ち向かう意味ではその答えを見出せない、一方で市民の意見が出 ないことが意見なんだという、開き直りに似た理屈がないわけではないのですが、しかし本 当に制度が成熟すると当然事務局がそのことで忙しくなるほど意見があって然るべき事案ば かりだと思っておりますので、例えば一番手っ取り早い話が行政モニター制度をしいて、あ る種の指名をした上で、義務感をもってもらう、これは間違いなく回収率の成果は上がるか と思いますが制度主旨からして本当に良いのかどうかということで、躊躇したというところ が本音でございます。色々なことをいくら言っても実際の所、市民参加制度というのは意識 の改革そのものがきちっとされて意識の上に成り立つ制度ですから、そこのところ調整しな いと、いくら市役所の手ふりの仕方が悪いとかですね、制度の欠陥を言ってもしようが無い というのがありますが、やはりめげないできちんとやりたい、さらに加えて 10 月 1 日、正 直制度上は全くウブな両村の市民の人達はある意味では市民参加制度の本旨知っているのか もわかりませんし、良くこの辺新しい村の方々にもこの制度を説明したいと思いますが、聞 くところによると私達の一方的な研修会においては、ほとんど両村の役場がそのことについ て、きわだった反応さえ示さなかったまあ制度というものの難しさだけが先に入って、煩わ しさだけが入ったというところでそれも説明に行った石狩市の職員に俺達もそこから始めた ではないかと、いきなり同じ意識ということもあり得ないし、市役所の中も気がついてみて、 隣の村の実態を見てみると少しは変わったんだということを実感できただけでも良いのでは ないかと思っておりますが、今日いただいた答申はより具体的であると承知していますので、 きちっと努力をして参りたいと思います。また本当に残念ですが佐藤先生をはじめとした4 人の方、当初からご苦労いただきました。条例上の任期ということでそんな条例本当に良か ったのかなというところが正直なところです。もう少し温めてほしかったなというのが本音 でございますけど、1 つの区切りとして、ただあの来年石狩市 10 周年になります。10 周年 を1つの契機として端的に言えば「まちづくり基本条例」という物への挑戦を始めたいと思 っております。今まで男女共同とか子どもの権利だとか個々条例の議論の必要性というもの は言われてまいりましたが、そういうものを含めた理念条例といいますか、この条例を最初 に作る段階で手続条例を先行し理念は後ほどという議論の経過を含めてですね、まさに後ほ どが良いタイミングで来たのではないかと思っておりますので、10年をひとつの日本人そう いうの好きですから、またこういうタイミングをみると集中力が増すということも含めてで すね、また改めてご審議・ご議論ということにしたいと私個人は思っております。またこれ らもご意見いただきながら、そういう方向で是非進めたいと思います。大変長い挨拶をさせ ていただきましたけど本当に今までご苦労いただきました先生方にはこれからも末永く石狩 市を見ていただけたらと思います。本当にありがとうございます。

○佐藤会長:ありがとうございます。それでは私も今日が最後ですので、若干の挨拶をさせていただきたいと思いますが、石狩市のこの条例を作る過程から参加をさせていただきまして私自身も色んな意味で様々なことを学ばせていただきました。そして実際にこの条例が本

当にうまくいくのかどうかというところも心配はしておりましたけども、私が思った以上に実効性をもって実現されてきたのではないかと思います。市長さんおっしゃるようにまだ多々足りない部分、あるいは改善を要する部分があることは、この条例を作るのに関わったものとして重々承知しておりますし、また、その運用の過程で、その時には想定しなかったような問題ということも出てきていると考えております。その点は今後新しくまた組織される審議会の皆さんなり、それとは異なる市長さんのおっしゃるような形の市民の皆さんのご検討の中から色んな形が出てくるのではないかと期待しております。いずれにしましても石狩市民でもない私がこういった機会を与えられて、皆さん方の少しでもお手伝いができたかということを非常にありがたく存じています。皆さん方の協力で審議もスムーズに進んで参りました本当にありがとうございました。他の委員の皆さんもおられますが最初に私から僭越ながら話させていただきましたありがとうございました。どなかた他に今回の一言あれば、この機会にいかがでしょうか。辻さんいかがでしょうか。

○辻委員:誠にありきたりなんですが、本当に自分でも一生懸命やったと思います。大変勉強させていただきました。この点は良い機会与えていただいたし、真剣にやられたことを本当にありがたいと思います。ありがとうございます。

○佐藤会長:志摩さんもそうでしたっけ

○志摩委員: 辻さんと同様、非常に勉強になりました。やはり市長がおっしゃるように市民 も相当これから勉強していかなければならないし、やはりその辺のリーダーシップとして行 政側も指導的役割は当然ながら、やはり意識改革をせざるを得ないと受け取りましたので、 よろしくお願いします。

○佐藤会長:服部さんも。

○服部委員:私も最初条例を作る段階で言葉の説明からきいて本当に市民以下でしたから、 大変事務局にはご迷惑かけたかと思います。議事録を読んで何か変なことを言っていたなと 反省していまして本当にすごく勉強になりました。ありがとうございます。会長にも色々お 世話になりました。

○佐藤会長:ありがとうございました。それでは今年度の石狩市市民参加制度調査審議会を終了するということにしたいと思いますが、今後とも私も含めまして石狩市の更なる発展ということで何らかの形で関わって参りたいと思いますのでよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

平成 年 月 日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会 会 長